

「歴史クラブ（北大宮）」会則

(名称及び組織)

第1条 この会の名称を「歴史クラブ（北大宮）」と称し、シニア大学の在校生又は卒業生又はその紹介者で歴史クラブ（北大宮）へ入部した人で組織し、事務窓口を本クラブ部長宅とする。

(目的)

第2条 この会は日本の歴史を通じ見識を養い、歴史の知識を有する人を養成し、広く社会に貢献していくことを目的とする。

(活動)

第3条 この会は前条の目的達成のため次の活動を行う。規定については別途定める。

- ①学習会（発表会）
- ②歴史めぐり。
- ③懇親会
- ④他

(役員（担当）)

第4条 この会に次の役員（担当）を置く。任期は1年とする。役員を選出は現職の役員の相談で推薦し本人の承諾を得て会で承認を受けるものとする。ただし再選を妨げない。

- ①部長 1名
- ②副部長 2名
- ③会計 2名
- ④歴史めぐり幹事 若干名
- ⑤親睦会幹事 若干名
- ⑥班長 若干名

(役員（担当）の職務)

第5条 役員は下記の職務を遂行する。

- ①部長 この会を統括し会務、例会を招集、統括する。クラブの規律を守る義務と責任を負う。（特務として学習会を担当する）
- ②副部長 部長を補佐し、部長に事故あるときはその会務を代行する。（特務として歴史めぐりの旅 親睦会を担当する。）
- ③部長、副部長の実務は下記の通りとする。
 - 担当の司会進行役を務める。
 - 年間計画。年間予算。年間計画の具体案実行計画。
 - 会全体の活動方針や重要事項、諸規定の作成、改定。
 - 学習会、歴史めぐり、親睦会の具体的なリーダーシップ。
 - 部員への連絡、広報及び活動記録の作成。
 - 部員のお世話 他
- ④会計 会計全般を担当し収支報告をする。会計係は、最低年1回会計報告を行う。（3月）また、会員はいつでも台帳や出納帳の閲覧を要求できる。

⑤歴史めぐりの旅 委員 担当副部長に協力し当日の幹事を担当する。

⑥親睦会幹事 担当副部長に協力し当日の幹事を担当する。

(会計の職務 会費及び会計年度)

第7条 会費について。

①金額 会費は年会費とし 年4回の納付とする。(月 300 円*3=900 円)。但し入部時3か月以内の人は月300円として期内の月数分を支払う。見学者は一回だけ無料とする。活動への参加不参加は都合に合わせて自由とする。

②徴収日 1月、4月、7月、10月。領収書は発行しない。

③会費の使用は 主にコピー代と会場費、その他の事業費に使用される。規定に沿わない公平さを欠く請求は部長と相談し支払いを拒否することがある。別に企画される歴史めぐり、親睦会などの費用は、参加者負担とし別途収支報告とする。

④会費の返還 納入された会費は原則として返還されない。

⑤会計

(班長の職務)

第7条 4, 5人以上を1班とし班長を置く。

① 班長は連絡網を参考に班のまとめ役となる。

② 会計に協力して集金を担当する。

(その他)

第10条

①この会での活動により得られた情報、成果はこの会に帰属する。

②この会を通して目的以外の活動は行わないこと。

③ 部員が部員でない人を同行させる場合は事前申請とし部員が責任を持つこと。

④ ホームページ(歴史クラブ(北大宮)と入力)は別途定めるホームページ管理規定に基づき部長が管理更新する。

⑤入部資格はシニア大学在校生又は卒業生又は現在の部員の紹介者とする。入部届を提出し年会費(3か月分)を支払っている人を部員とする。6か月会費の支払いがなく連絡もない人は自動的に退部とする。

付則 この会則は平成27年5月1日より施行する。

2015年9月25日 改定(第8版)

2016年2月10日 改定(第9版)

2016年4月23日 改定(10版)

以上